

医療業の事業主のみなさま

**平成26年度以降、
「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の
支給を受けると、以後、「病院内保育所施設整備事業」
「病院内保育所運営事業」の補助を受けられなくなります**

【注意】

- **事業所内保育施設設置・運営等支援助成金**は、雇用保険に加入している事業主であれば規模・業種を問わず、原則として自社で雇用する従業員の養育する子ども（小学校就学前の乳幼児）のための事業所内保育施設を設置・運営する事業主に支給しています。支給メニューは設置費、増築費、運営費で、支給機関は**都道府県労働局**（厚生労働省の地方機関。都道府県庁ではありません）です。
- 一方、医療施設が病院の職員のために設置・運営する病院内保育所については、看護職員確保対策事業の一環として、設置に係る費用について「医療提供体制施設整備交付金」による**病院内保育所施設整備事業**、運営に係る費用について「医療提供体制推進事業補助金」による**病院内保育所運営事業**により補助が行われています。補助の実施主体は**都道府県庁の看護行政担当課**（医療課、看護課など、都道府県によって課の名称は異なります）です。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（以下「事業所内助成金」といいます。）は、現在、設置費については病院内保育所施設整備事業と、運営費については病院内保育所運営事業と、それぞれ同年度ごとに併給調整を行っているところです。

平成26年度以降は、

- **平成26年4月1日以降に設置して運営を開始（又は増改築して運営を再開）する保育施設**については、事業所内助成金の**設置費、増築費**を受給した場合、**以後、病院内保育所施設整備事業及び病院内保育所運営事業による補助**（以下「病院内保育所の補助」といいます。）**を受けることができません。**
 - **（平成26年3月31日以前に既に運営を開始している保育施設も含め）平成26年4月1日以降の運営に係る経費について、事業所内助成金の運営費**を受給した場合、**以後、病院内保育所の補助を受けることができません。**
- ※ 逆も同様に、**平成26年度以降**、病院内保育所の補助を受けた保育施設については、事業所内助成金の支給を受けることはできません。

医療施設で働く職員のための事業所内保育施設を設置・運営する事業主のみなさまは、**助成金、補助金の支給内容や支給要件、申請期間等を確認し、有効にご活用ください。**



厚生労働省・都道府県労働局

新たな併給調整の内容 早見表

		病院内保育所の補助を受けられるか	
		平成 2 5 年度	平成 2 6 年度以降
事業所内助成金を 受けた年度	平成 2 4 年度以前	補助を受けられます	補助を受けられます
	平成 2 5 年度	補助を受けられます (*)	補助を受けられます
	平成 2 6 年度以降	—	補助を受けられません

		事業所内助成金の支給を受けられるか	
		平成 2 5 年度	平成 2 6 年度以降
病院内保育所の補助 を受けた年度	平成 2 4 年度以前	支給を受けられます	支給を受けられます
	平成 2 5 年度	支給を受けられます (*)	支給を受けられます
	平成 2 6 年度以降	—	支給を受けられません

(*) 従前から、都道府県労働局と都道府県の両方から、同じ保育施設を対象として、同じ年度について設置費を受けたり、同じ年度について運営費を受けることはできません。

具体的には…

これまでは、例えばこのような形での支給は可能でしたが…

「設置費は、労働局の事業所内助成金の設置費の支給を受ける。

運営費は、都道府県の病院内保育所の補助を受ける」

又は

「運営開始後 5 年間は、労働局の事業所内助成金の運営費の支給を受ける。

6 年目以降は、都道府県の病院内保育所の補助を受ける」

今後は

・ ・ 平成26年度以降はいずれも不可となります!!

平成26年度（以降）に設置（又は増築）した保育施設について、労働局の事業所内助成金の設置費（又は増築費）の支給を受けると、

→ 以後、都道府県の病院内保育所の補助を受けることはできません！

平成26年度（以降）の保育施設の運営に要した経費について、労働局の事業所内助成金の運営費の支給を受けると、

→ 以後、都道府県の病院内保育所運営事業の補助を受けることはできません！

平成26年度（以降）、都道府県の病院内保育所施設整備事業の補助を受けると、

→ 以後、労働局の事業所内助成金の運営費や増築費の支給を受けることはできません！

平成26年度（以降）、都道府県の病院内保育所運営事業の補助を受けると、

→ 以後、労働局の事業所内助成金の増築費の支給を受けることはできません！

事業所内助成金の申請時期別

病院内保育所の補助が受けられるケース

申請時期	申請できる事業主	申請の対象となる経費
平成25年7月1日 ～31日	25年1月1日から6月30日までに運営を開始（再開）した事業主	設置費（増築費）（※2回分割払いの1回目）と、運営開始後平成25年6月30日までの運営費
	（既設）1月から6月までに運営を開始した事業主	平成24年7月1日から平成25年6月30日までの運営費
平成26年1月1日 ～31日	25年7月1日から12月31日までに運営を開始（再開）した事業主	設置費（増築費）（※2回分割払いの1回目）と、運営開始後平成25年12月31日までの運営費
	（既設）7月から12月までに運営を開始した事業主	平成25年1月1日から平成25年12月31日までの運営費
平成26年7月1日 ～31日	26年1月1日から3月31日までに運営を開始（再開）した事業主	設置費（増築費）（※2回分割払いの1回目）と、運営開始後平成26年3月31日までの運営費
	（既設）1月から6月までに運営を開始した事業主	平成25年7月1日から平成26年3月31日までの運営費
平成27年1月1日 ～31日	（既設）7月から12月までに運営を開始した事業主	平成26年1月1日から平成26年3月31日までの運営費

○「平成26年3月31日までの運営費」とは、3月31日までの運営に要した人件費・賃借料までを含みます。事業主が実際に支出した日は4月以降であっても支給されます。

○この一覧表の時期及び内容の範囲であれば、事業所内助成金の支給を受けても、病院内保育所の補助を受けることができます。

○この一覧表の時期以降は、事業所内助成金の支給を受けた場合、以後、病院内保育所の補助を受けることはできません。

（次ページ「設置費・増築費の分割払いの2回目の支給の特例を除く」）

【注意】同一事業主が複数の保育施設を設置・運営する場合、**それぞれの保育施設ごとに補助の可否を判断**します（例：「同じ医療法人のA病院で事業所内助成金、B病院で病院内保育所の補助を受ける」ことは可能です。）。ただし、事業所内助成金の支給は、1事業主1施設に限られます。

平成25年1月1日以降に事業所内助成金の設置費又は増築費の支給を受けた事業主の分割払いの2回目の支給の特例

申請時期	申請できる事業主	要件を満たせば支給可能な経費
平成27年7月1日 ～31日	25年1月1日から6月30日 までに運営を開始（再開） した事業主	2回分割払いとなった設置費 （増築費）の、 2回目の支給 を 受けることができます
平成28年1月1日 ～31日	25年7月1日から12月31日 までに運営を開始（再開） した事業主	2回分割払いとなった設置費 （増築費）の、 2回目の支給 を 受けることができます
平成28年7月1日 ～31日	26年1月1日から3月31日 までに運営を開始（再開） した事業主	2回分割払いとなった設置費 （増築費）の、 2回目の支給 を 受けることができます

○この場合、「平成25年度の設置費の支給額を2回に分割し、半額を後払いする」という考え方ですので、後払いのほうの支給日が27年度以降であっても病院内保育所の補助との調整は行いません。
○それぞれの申請時期において支給要件を満たさなかった場合は、翌年度の同時期に支給を受けることができます。翌年度においても支給要件を満たさなかった場合は、翌々年度に支給を受けることができます。この場合、同年度に病院内保育所運営補助事業の補助を受けることもできます。

**病院内保育所への補助事業について
詳しくは**

支給対象施設の要件、申請時期等は都道府県によって異なります。
都道府県庁の看護行政担当課まで必ずお問い合わせください。

**事業所内保育施設設置・運営等支援
助成金について 詳しくは**

都道府県労働局雇用均等室までお問い合わせください。

厚生労働省ホームページもご覧ください

両立支援助成金に関するページ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01

厚生労働省トップページ→「分野別の政策」の「雇用均等」→「施策情報」内「仕事と家庭の両立」の「事業主の方へ」
→「事業主の方への給付金のご案内」

都道府県労働局雇用均等室所在地一覧 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>